

平成23年さぬき市議会第1回臨時会議案

平成23年6月1日提出

市長提出議案

- 議案第42号 専決処分の承認について(さぬき市国民健康保険税条例の一部改正)
- 議案第43号 専決処分の承認について(さぬき市国民健康保険条例の一部改正)
- 議案第44号 専決処分の承認について(平成22年度さぬき市一般会計補正予算(第6号))
- 議案第45号 専決処分の承認について(平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算(第1号))

議案第 4 2 号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 3 号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険条例の一部改正）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月30日

さぬき市長 大山 茂 樹

記

さぬき市国民健康保険条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険条例（平成14年さぬき市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

第7条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附則第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の被保険者の出産に係るものから適用し、同日前の被保険者の出産に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

専決処分の承認について（平成 2 2 年度さぬき市一般会計補正予算
（第 6 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

平成 22 年度さぬき市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 3 月 31 日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

平成 22 年度さぬき市一般会計補正予算（第 6 号）について

平成 22 年度さぬき市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定める。

議案第 4 5 号

専決処分の承認について（平成 2 3 年度さぬき市建設残土処分場事業
特別会計補正予算（第 1 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年5月17日

さぬき市長 大山茂樹

記

平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について

平成23年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定める。